

# あおぞら Letter

Vol.05 2022.08.23 <sup>担当:魔林</sup>

# 育児休業期間中の社会保険料免除要件の見直し

令和4年10月から育児休業期間中の社会保険料免除の要件が見直されます。また創設される出生時育児休業についても同様に適用されます。今回のあおぞらレターは社会保険料免除についてお伝えします。



# 1. 給与保険料及び賞与保険料の見直し内容

今回の見直しでは、給与保険料の免除要件が追加されたのに対して賞与保険料の免除要件が従前より

厳しくなっています。社会保険料免除については、育児休業の個別周知の説明内容にも含まれていますので内容を おさえておく必要があります。

×廃止

新規要件

#### 給与保険料 月末 NA N+1月 免除 免除されない 従前同様 育休期間 3日 月末 N月 N+1月 免除 免除されない 追加要件 育休期間 14日 賞与保険料

N+1月

免除されない

免除されない

- 次のいずれかの場合に免除されます。
- ① 月末時点で育児休業を取得している場合
- ② 同月内に 14 日以上の育児休業を取得した場合

〈14 日以上の要件〉

- ・開始日と終了予定日の翌日が同一月の場合に適用
- ・出生時育児休業中に就労した日数は除いてカウント
- ●従前の要件は廃止されます。
- 育児休業等を1月超(暦日で計算)取得した 場合のみ免除されます。

〈1月超の要件〉

- ・土日等の休日を含む
- ・出生時育児休業中に就労した日数を含んでカウント
- ・連続する2つ以上の育児休業等を取得する場合は 1つの育児休業とみなすため合算する。

# 2. 届出に係る手続き等の変更点

月末

育休期間 3日

N月の10日~N+1月の24日まで育児休業

N月

免除されない

N月

①「育児休業等取得者申出書/終了届」届出様式の変更

月末 N+1月

令和4年10月より育児介護休業法の改正に合わせて届出様式が変更になります。



#### ① 育児休業等取得日数:

育休等の取得日と終了日が 同月の場合は取得日数記載

### 2 就労予定日数:

出生時育児休業期間中に就業する 場合は就業日数記載

#### 育休等取得内訳:

同月内に複数回取得した場合は、 それぞれの取得期間を記載

#### ②「育児休業等取得者申出書等」の届出期限の緩和

短期間の育児休業取得者が増える事が想定されるため、育児休業等期間終了後であっても、**育児休業等の終了日から起算して一ヶ月以内**であれば理由書等の添付がなくても受付が可能となります。

詳しくはこちらをご覧ください⇒ https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220413S0010.pdf